

公 示 日 : 2023 年 3 月 1 日 (水)

調達管理番号 : 22a00966

国 名 : セネガル

担 当 部 署 : 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

調 達 件 名 : セネガル国初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ 2 (住民参加/制度化 2)

適用される契約約款 :

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 住民参加/制度化専門家
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2023 年 4 月上旬から 2025 年 12 月上旬
- (2) 業務人月 : 現地 14.0、国内 0.25、合計 14.25
- (3) 業務日数 :

- ・ 第 1 次 国内準備 1.5 日、現地業務 60 日、
- ・ 第 2 次 現地業務 120 日、
- ・ 第 3 次 国内準備 0.5 日、現地業務 60 日、
- ・ 第 4 次 現地業務 120 日、
- ・ 第 5 次 国内準備 1 日、現地業務 60 日、国内整理 2 日

本業務においては 5 回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

(4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉

の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の14%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の14%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の12%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2023年3月15日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
 - 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年3月27日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点

- ③ 語学力 16 点
 ④ その他学位、資格等 16 点
 (計 100 点)

類似業務経験の分野	学校運営における住民参加促進、コミュニティ開発、研修・モニタリング制度構築等に係る各種業務
対象国及び類似地域	セネガル及び全途上国
語学の種類	仏語

※語学の証明書に関しまして、TOEIC の IP テストによるスコアレポートも可とした暫定運用は 2022 年 9 月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASEC や JICA 専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細 : https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 入国に際してイエローカード（黄熱病予防接種証明書）の提示が必要。

6. 業務の背景

セネガルの初等教育就学率は 71.8%（2000 年）から 86.4%（2018 年）に改善したものの（教育省、2019 年）、教育の質においては依然として課題が残されており、初等修了率 59.8%（2019 年）は、サブサハラアフリカ平均 68%（WB、2019 年）を大きく下回っている。また、国際的な学力調査の結果によれば、2 年生の内 7 割近い子どもが教授言語である仏語の基礎的な読み書きができず、4 割近い子どもが基礎的な計算などの算数能力を習得できていない（PASEC、2014 年）。

当国政府は国家開発計画「セネガル新興計画（PSE）」（2014 年 2 月）において、「2035 年までに社会的連帯と法の統治に基づく新興国へと成長する」ことを目標とし、その持続的な成長を支える人的資本形成のため、全国民への質の高い教育サービスの提供による子どもの学びの改善や、全てのレベルにおける理数科教育の強化を重点課題に掲げている。同目標達成のため、国民教育省は教育セクター開発計画（PAQUET-EF,2013-2025）の中で、「基礎教育の普遍化」、「教育の質の向上」、「より効果・効率・包括的なガバナンスを目的とした教育計画管理の

地方分権化・分散化の促進・強化」等を主要課題として、具体的には、教員研修の提供や教材配布の強化や、持続的な経済成長を下支えする教科として理数科教育の促進を重視し、理科実験施設の整備やカリキュラム改訂等に取り組んでいる。

このような状況の下、我が国は、対セネガル国別開発方針（2014年4月）において、「西アフリカ地域の安定と発展を支える経済開発と社会開発の支援」を基本方針として掲げるとともに、重点分野「基礎的社会サービスの向上」の一環として「基礎教育向上プログラム」を実施している。

同プログラムでは、教育への公平なアクセスと質の改善や、教育行政の改善などに取り組むこととしており、これまで小中学校の建設、理数科教員の能力強化（「理数科教育改善プロジェクト」フェーズ1・2（2007-2015））、学校運営の改善（「教育環境改善プロジェクト」フェーズ1・2（2007-2015））などを支援してきた。理数科では、現職教員研修の制度構築を行い、全国の約55,000名の初等教員の能力強化に貢献した。学校運営改善においては「みんなの学校」アプローチを用いて住民参加型の学校運営委員会（CGE）の設立・機能強化のモデルを開発し、全国14州、約9,000校のすべての公立小学校に普及した。

2015年から2019年にかけては、上記の成果を踏まえつつ、子どもの基礎的な算数能力向上をより確実なものとするため「初等教育算数能力向上プロジェクト」（PAAME）を実施した。同事業では、算数教材・教員用指導書・ビデオ教材の開発、コミュニティとの連携による補習授業の実施、学習評価サイクル構築（定期テストの実施による子どもの学習成果の把握・対処）などを支援した。同事業により授業及び補習の両面で学習改善が図られるようになり、対象地域において、子どもの基礎的計算能力は大幅に向上した（小学2年生で、正答率5割の子どもが2割に満たなかったところ、7.5割に上昇した）。

上記先行案件で実施された基礎的算数能力向上の成果を踏まえ、先行案件で開発した算数学習改善活動モデルの精緻化・改善を図り、同モデルの全国普及、制度化を支援することを目的として、「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2」の実施について要請がなされ、2020年11月から実施中である。

7. 業務の内容

本業務従事者は、セネガル共和国「初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2」のチーフアドバイザーの下、住民参加／制度化専門家として、他の専門家と協働して、国民教育省のカウンターパート（以下「C/P」という。）に技術的・政策的助言を提供し、以下の業務を行うことが期待される。

【業務の目的】

プロジェクトの基本計画に基づき、コミュニティとの協働による算数学習改善活動モデル¹の普及とその継続に向けた現行モデル精緻化・制度化

【業務の内容】

- ・ CGE の能力強化や、モニタリング体制の改善及びフォーラムアプローチ²の推進等地方教育行政の能力強化に必要な技術支援を行う。
- ・ 算数学習改善活動モデルが持続的に実施されるよう制度化にかかる支援を行う（政策、年間活動計画、予算計画等への反映、普及資金獲得支援）。
- ・ 教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチを探るためのパイロット活動の実施を支援する。

【留意事項】

- ・ 本業務の実施にあたっては、自立発展性の観点から、C/P のオーナーシップの尊重と能力強化のため、活動計画策定、研修モジュール作成を含む各種研修の実施、モニタリングの実施等、可能な限りセネガル側主導で行えるよう支援する。それにより、プロジェクト終了後も C/P 自身が研修モジュールの更新、研修実施、モニタリング等を自律的に、継続的に実施できるよう技術移転することを重視し、業務を実施することに留意する。
- ・ 算数学習改善モデルの普及やフォーラムアプローチの展開にあたっては、先方政府予算を活用して（円借款資金の活用を含む）、教育行政や学校関係者への研修、学習教材の配布、モニタリングの実施を行うことが予定されている³。先方政府予算が適時適切に確保、執行されるよう予算計画や活動計画の策定からその円滑な執行・実施に至るまで側面支援すること。政府予算で実施する研修や活動のモニタリングについても C/P が主導して実施できるよう技術的な支援を行う。
- ・ また、現地での業務期間中は、活動進捗や成果を積極的に発信し、本事業の取組が広くセネガル教育関係者等に理解され、自律的な活動実施に繋がるよう支援を行うこと。具体的には他プロジェクト専門家と協働し、中間・年次レビュー

¹ 算数学習改善活動モデルは、①校長・教員を中心とする授業内における指導・学習の質改善、②コミュニティとの協働による学習量拡充、③定期的な評価による学習成果の把握・結果に対する対処の要素からなり、基礎的算数能力を向上させる一連の活動サイクルを指す。先行案件「初等教育算数能力向上プロジェクト」で試行され、本プロジェクトにおいて、持続的なものとなるようモデルの検証、改良を行う。

² フォーラムアプローチとは、各自治体レベルでCGEを中心とする教育関係者が集い、地域の教育開発に関し協議し、着実な課題解決につなげる枠組み。同アプローチの推進は、CGE能力強化や持続的なモニタリング制度の構築に資する。フォーラムアプローチについては以下動画（JICA-net教材）も参照すること。本プロジェクトでは自治体の最小単位であるコミュニオンを単位にフォーラムを開催する。

<https://www.youtube.com/watch?v=VaAMxLkK4WA>

³ 2022年12月にLA調印された「教育セクターのための開発政策借款」の資金を活用し、先方政府は算数学習改善活動モデル及びフォーラムアプローチの普及等を行っていく考えである。

[セネガル向け円借款貸付契約の調印：理数科教育の強化を中心とした教育のアクセス・質・マネジメントの改善に貢献 | 2022年度 | ニュースリリース | ニュース - JICA](#)

一の開催や、ドナーとの情報共有・技術交換、広報活動等、担当業務を踏まえ、実施を主導、支援する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2023年4月上旬)

- ① プロジェクト関係資料 (実施協議討議録、これまでの活動にかかる関連報告書等)を確認し、本プロジェクトの内容、実施枠組み、及びこれまでの進捗等を把握する。
- ② JICA 人間開発部及びセネガル事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 全体業務にかかる業務計画書を作成し JICA 人間開発部による確認の後、JICA 人間開発部及びセネガル事務所に提出する。

(2) 第1次現地業務期間 (2023年4月～8月)

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所及び C/P 機関と協議し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。

(コミュニティ協働による教育改善業務)

<対象：先行試行したニオロ IEF 及び 2022/2023 学年度にフォーラムアプローチを導入した 4IEF>

- ② C/P とともに、2022/2023 学年度にフォーラムアプローチを導入した地域 (カオラック州視学官事務所 (IA) に属するニオロ県教育事務所 (IEF)⁴、カフリン IA に属する 4 つの IEF) において、フォーラム実施後のモニタリング (サイト訪問、決議の実施状況、成果の発現状況の確認等)を行う。この際、IEF の能力強化の観点から、県視学官事務所と事前に調整を行い、県の視学官の主体的な関与を引き出すこと。
- ③ C/P とともに、モニタリング結果を取り纏め、レポートにまとめる。
- ④ C/P とともに、活動の成果及び教訓を踏まえ、コミュニケーションフォーラム実施にかかるガイドブックの改訂を行う。

<対象：2022/2023 学年度に導入した 4 つの IEF 及び 2023/2024 学年度にフォーラムアプローチを導入する 5 つの IEF、並びに先方政府負担により普及する IEF>

- ⑤ 新たに導入する対象 IEF の関係者に対して、フォーラムアプローチ実施にかかる講師研修を行う。

⁴ 一つの州視学官事務所 (IA) の下に複数の県教育事務所 (IEF) が設置されている。

- ⑥ コミュニケーションフォーラムの実施に当たっては、各県教育事務所とプロジェクトの間で契約⁵を締結し、各県がコミュニケーションフォーラムを実施する形となる。従って、各県との契約締結に必要な支援を行う。ただし、先方政府負担により普及する IEF については、プロジェクトは契約主体にはならないため、教育省の予算執行方法を確認し、計画に沿って活動が実施されるよう側面支援を行う。
- ⑦ 2023/2024 学年度に実施するコミュニケーションフォーラムは各県が主体的に計画をし、コミュニケーションと実施する。コンサルタントは、C/P とともに一連のプロセス（県準備会合、コミュニケーションフォーラム準備会合、フォーラム実施、決議実施状況のフォロー、モニタリングデータの取りまとめ）をモニタリングし、各県教育事務所が円滑に活動を実施できるよう技術的な支援を行う。先方政府負担により普及する IEF については、普及にかかる計画策定、予算確保・執行計画の作成、フォーラムの開催、モニタリングまで教育省関係者が進める自律的なフォーラムアプローチの推進につき技術的支援を行う。

（算数学習改善活動の制度化業務）

- ⑧ 2021/2022 学年度に算数学習改善活動モデルの導入を行った第 1 バッチ対象 5IA における活動の実施状況のモニタリングを支援する。第 1 バッチ対象州については自律的な活動継続を促す観点から、プロジェクトからの追加的な支援は最小限としつつ、IA 及び IEF による学校のフォローを側面支援するため、遠隔でのモニタリングを試行する。具体的には対象 IA 及び IEF の主要視学官と ICT ツール⁶を用いて学校レベルの活動状況をモニタリングできるよう各種ツールの使用方法や情報分析方法等の研修等を行い視学官の能力強化を図り、モニタリング活動を支援する。
- ⑨ 第 1 バッチについてはモデルの導入研修を終了していることから、更なる対面式の研修は予定していない。一方でプロジェクト期間を通じてモデルの精緻化や学習支援のための教材（算数ワークブック）の作成は進み、学校現場で活用すべきツールも改善される。従って、これらモデルの更新情報につき、第 1 バッチ対象州関係者にも適切に情報が周知され、新たなツールが活用されるよう、プロジェクトでは遠隔での能力強化研修の方法を

⁵ プロジェクト経費で研修参加者の交通費、文房具等の研修開催経費を負担し、各県で研修会場及び研修機材の準備、講師の派遣を負担するほか、県が実施・運営しコミュニケーションフォーラムを開催することを約する契約。詳細は業務開始後、二オロ IEF と締結した契約内容を参照すること。

⁶ WhatsApp で対象 IEF 内の校長とのグループや対象 IA 内の視学官グループ等を作り、情報共有や実績報告等の連絡手段を強化するほか、Google Forms 等を活用し、活動の実施状況を学校から直接 IEF に報告させ、データ収集・分析等を迅速に行い、関係者間で即時に共有するなどの取組を進める。

検討する⁷。

(教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチの検討)

- ⑩ プロジェクトデザインマトリクスの「成果5」の取り組みに関連し、教育指標の特に低い地域（現時点の候補州は、ジュルベル、カフリン、マタム、タンバクンダ、ルーガ）の算数教育及び学習の現状を文献や既存情報等から確認する。
- ⑪ 確認結果を踏まえ、教育格差是正のためのパイロット活動を実施する対象地域、対象校の選定基準等や、実施しうる活動等について、C/P と協議し、実施計画を検討する。

(現地報告書の提出)

- ⑫ 第1次現地活動の結果について簡潔な現地業務結果報告書(和文)を、JICA 人間開発部に提出、報告する。

(3) 第2次現地派遣期間(2023年9月~2024年4月)

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所及びC/P 機関と協議し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。

(コミュニティ協働による教育改善業務)

<対象: 2022/2023 学年度に導入した4IEF 及び 2023/2024 学年度にフォーラムアプローチを導入する5IEF、並びに先方負担により普及するIEF>

- ② C/P とともにコミュニケーションフォーラムの実施状況をモニタリングし、必要な技術支援を行う。
- ③ コミュニケーションフォーラムの開催後は、C/P とともに、事後モニタリング(サイト訪問、決議の実施状況等の確認)を行い、結果の取りまとめを行う。本プロジェクトでは、効率的にデータを集め、フォーラムの取組結果及び成果をわかりやすく見せる観点から、ICT ツールを活用したモニタリングデータの収集、分析、結果の取りまとめを試行している。フォーラムのモニタリングデータの収集においても、モニタリング担当者がこれらICT ツールを用いて円滑に実施できるよう技術支援を行うこと。

(算数学習改善活動の制度化業務)

- ④ 2023/2024 学年度は、先方政府負担により、第2バッチ対象州(5IA)に対して算数学習改善活動モデルの導入が行われる。第2バッチ対象州の視学

⁷ 具体的には、プロジェクトで作成したワークブック活用方法に関するビデオ教材等をウェブ上で閲覧できるようにし、WhatsApp等を通じて視学官から校長、教員まで共有する。その後、閲覧報告及び理解度テストをGoogle formsなどを用いて実施することにより遠隔研修の事後フォローを検討している。すでに試行は進んでいるが、より効果的なやり方、持続的な方法を検討し、試行する。

官研修は既に実施済であるが、他専門家と協働し、導入研修が円滑に計画実施されるよう支援する。

- ⑤ 第2バッチ対象州に対し、IA及びIEFにおいて、算数学習改善活動を盛り込んだ年間活動計画が策定されるよう技術支援を行う。
- ⑥ 第1バッチ及び第2バッチともに、年間活動計画に沿って算数学習改善活動を適切に実施できているか、C/Pとともにモニタリングを行い、必要な技術支援を行う。特に第1バッチのモニタリングに当たっては、追加的な支援を最小限とすることから、C/Pによる日常業務の範囲でのモニタリングを主としつつ、ICTツールを活用した遠隔モニタリングを組み合わせ実施し、その試行結果を踏まえ、持続性の観点から改善策を検討する。第2バッチの視学官についても遠隔モニタリングにかかる研修は実施済みであるため、導入研修実施後は訪問型のモニタリングに加え、遠隔モニタリングも組み合わせ実施し、視学官のICTツール活用の習熟度を上げていくよう支援する。
- ⑦ モデル導入研修の終了後は、更なる対面式の研修は予定していないため、導入研修州済のIA、IEFに対しては、モデルにかかる更新情報の伝達や最小限の技術支援の方策として、前述のとおり遠隔研修の実施方法を検討、試行している。第1、2バッチ対象州に対して遠隔研修を実施する場合には、その計画実施を技術的に支援すること。

(教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチの検討)

- ⑧ パイロット活動の実施に先立ち、対象校を限定した小規模なプレ・パイロット活動の実施要否を検討する。
- ⑨ プレ・パイロット活動を計画し、試行し、モニタリングを行う。

(現地報告書の提出)

- ⑩ 第2次現地活動の結果について簡潔な現地業務結果報告書(和文)を、JICA人間開発部に提出、報告する。

(4) 国内準備期間(2024年5月)

- ① プロジェクト活動の進捗を踏まえ、2024年度の活動内容を検討し、第3次及び第4次の現地活動計画を作成する。

(5) 第3次現地業務期間(2024年5月~8月)

- ① 現地業務開始時に、JICAセネガル事務所及びC/P機関と協議し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと。

(コミュニティ協働による教育改善業務)

<対象：これまでフォーラムアプローチを導入した IEF、及び先方負担により普及する IEF>

- ② C/P とともにコミュニケーションフォーラムの実施状況をモニタリングし、必要な技術支援を行う。
- ③ C/P とともに、事後モニタリング(サイト訪問、決議の実施状況等の確認)を行い、遠隔モニタリングツールも活用して、結果の取りまとめを行う。引き続きフォーラムのモニタリングデータの収集においても、モニタリング担当者がこれら ICT ツールを用いて円滑に実施できるよう技術支援を行うこと。
- ④ C/P とともに、モニタリング結果を取り纏め、レポートにまとめる。
- ⑤ C/P とともに、活動の成果及び教訓を踏まえ、コミュニケーションフォーラム実施にかかるガイドブックの改訂を行う。
- ⑥ 2024/2025 年度においても先方政府負担により、コミュニケーションフォーラムを他県に導入する。この際、必要となる講師研修の実施支援を行う。なお、他県への導入は当たっては、IEF が主体的に計画をし、コミュニケーションと実施する。コンサルタントは、C/P とともに一連のプロセス(県準備会合、コミュニケーションフォーラム準備会合、フォーラム実施、決議実施状況のフォロー、モニタリングデータの取りまとめ)をモニタリングし、各 IEF が円滑に活動を実施できるよう技術的な支援を行う。先方政府負担により普及する IEF については、普及にかかる計画策定、予算確保・執行計画の作成、フォーラムの開催、モニタリングまで教育省関係者が進める自律的なフォーラムアプローチの推進につき技術的支援を行う。

(算数学習改善活動の制度化業務)

- ⑦ 2023/2024 学年度に算数学習改善活動モデルの導入を行った第 2 バッチ対象州(5IA)における活動の実施状況のモニタリングを支援する。第 1 バッチ対象 IA については日常業務によるモニタリングを主としつつ、遠隔モニタリングも活用し、活動の実施状況等を確認する。
- ⑧ 前述のとおり、モデルの導入研修の終了後は、更なる対面式の研修は実施せず、モデルの更新情報の伝達や最小限の技術支援の方策として、遠隔研修を活用する。第 1、2 バッチ対象州に対して遠隔研修を実施する場合には、その計画実施を技術的に支援する。

(教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチの検討)

- ⑨ プレ・パイロット活動のモニタリングを行い、結果を取りまとめる。
- ⑩ 2024/2025 学年度のパイロット活動実施にかかる提言をまとめる。

(現地報告書の提出)

- ⑪ 第3次現地活動の結果について簡潔な現地業務結果報告書(和文)を、JICA 人間開発部に提出、報告する。

(6) 第4次現地派遣期間(2024年9月~2025年4月)

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所及びC/P 機関と協議し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行うこと

(コミュニティ協働による教育改善業務)

<対象:これまでフォーラムアプローチを導入したIEF>

- ② C/P とともにコミュニケーションフォーラムの実施状況をモニタリングし、必要な技術支援を行う。
- ③ IA、IEF が主体的に実施するモニタリング(遠隔モニタリングを含む)の結果の取りまとめを支援する。

(算数学習改善活動の制度化業務)

- ④ 2024/2025 学年度は、先方政府負担により、第3バッチ対象州(6IA)に対して算数学習改善活動モデルの導入が行われる。他専門家と協働し、第3バッチ対象の視学官に対する講師研修を実施し、円滑に導入研修が実施されるよう技術支援を行う。
- ⑤ 第3バッチ対象州に対し、IA 及びIEF において、算数学習改善活動を盛り込んだ年間活動計画が策定されるよう技術支援を行う。
- ⑥ 第1~3バッチについて、年間活動計画に沿って算数学習改善活動を適切に実施できているか、C/P とともにモニタリングを行い、必要な技術支援を行う。モニタリングに当たっては、C/P による日常業務の範囲でのモニタリングを主としつつ、遠隔モニタリングを組み合わせて実施する。
- ⑦ 第3バッチ対象州の視学官に対し、遠隔モニタリングにかかる研修を実施し、視学官のICT ツール活用の習熟度を上げていくよう技術支援する。
- ⑧ 導入研修後のモデルの更新情報の伝達や最小限の技術支援の方策として用いている遠隔研修手法について、第3バッチ対象州視学官等にも研修を実施する。

(教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチの検討)

- ⑨ プレ・パイロット活動後にまとめられた提言を踏まえ、C/P とともにパイロット活動の計画を検討する。
- ⑩ 計画に沿って小規模なパイロット活動を実施する。要すれば活動に先立ち事前調査を実施する。
- ⑪ パイロット活動のモニタリングを行う。

(現地報告書の提出)

- ⑫ 第4次現地活動の結果について簡潔な現地業務結果報告書(和文)を、JICA 人間開発部に提出、報告する。

(7) 国内準備期間(2025年5月)

- ① プロジェクト活動の進捗を踏まえ、2025年度の活動内容を検討し、第5次の現地活動計画を作成する。

(8) 第5次現地派遣期間(2025年5月~11月上旬)

- ① 現地業務開始時に、JICA セネガル事務所及びC/P 機関と協議し、業務計画の確認を行う。業務計画内容についてはチーフアドバイザーを含め、他プロジェクト専門家にも説明し、必要に応じて調整を行う

(コミュニティ協働による教育改善業務)

- ② C/P 主体で実施するコミュニケーションフォーラムの実施状況のモニタリングに際し、必要に応じ技術支援を行う。
- ③ 2025/2026 学年度においても先方政府負担により、コミュニケーションフォーラムを他県に導入する。この際、必要となる講師研修の支援を行う。先方政府負担により普及するIEFについては、普及にかかる計画策定、予算確保・執行計画の作成、フォーラムの開催、モニタリングまで教育省関係者が進める自律的なフォーラムアプローチの推進を側面支援する。

(算数学習改善活動の制度化業務)

- ④ 2024/2025 学年度に算数学習改善活動モデルの導入を行った第3バッチ対象6IAにおける活動の実施状況のモニタリングを支援する。第1及び2バッチ対象州については日常業務によるモニタリングを主としつつ、遠隔モニタリングも活用し、活動の実施状況等を確認する。
- ⑤ モデル導入研修の実施後も、遠隔研修を用いて必要に応じ技術支援を行う。
- ⑥ 算数学習改善活動がプロジェクト終了後も持続的に実施されるよう日常業務の中で中央教育省、IA、IEFの各レベルで取るべき対応について、C/Pとともに指針にまとめる。なお、プロジェクトで試行した遠隔モニタリング、遠隔研修手法の試行結果を取りまとめ、持続的な実施方法につき指針に含めることを検討すること。

(教育開発が遅れている地域において、教育格差是正に効果的なアプローチの検討)

- ⑦ パイロット活動のモニタリングを行う。
- ⑧ パイロット活動の結果を優良事例としてまとめ、経験共有セミナーを開催する。

(現地報告書の提出)

- ⑨ 第5次現地活動の結果について簡潔な現地業務結果報告書(和文)を JICA

人間開発部に提出、報告する。

(9) 帰国後整理期間 (2025 年 12 月上旬まで)

専門家業務完了報告書 (和文) を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務計画書 (全体)

2023 年 5 月 1 日までに提出

業務内容を関係者と共有するための資料。業務の具体的内容 (案) などを記載。

和文 (データで提出)

(2) 現地業務結果報告書

第 1~5 次の各現地業務終了時に和文を、JICA セネガル事務、及び JICA 人間開発部に報告する。

和文 (データで提出)

(3) 専門家業務完了報告書

2025 年 12 月 10 日までに提出。

現地派遣期間中/国内作業期間中の業務報告書 (和文) を、JICA 人間開発部に提出し、報告する。

和文 (データで提出)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2022 年 4 月-12 月追記版)」(以下同じ)の「Ⅸ. 業務実施契約 (単独型)」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。なお、2023年2月時点で、現地到着時に隔離等の水際対策措置は設けられていません。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。ただし、プロジェクトには他に長期専門家が4名（チーフアドバイザー、算数教育／住民参加、算数教育、業務調整）います。

③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：JICA 事務所又は技術協力プロジェクト専門家による手配
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：ICA 事務所又は技術協力プロジェクト専門家による手配
- カ) 執務スペースの提供：教育省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - 初等教育算数能力向上プロジェクトフェーズ2 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2019_1900460_1_s.pdf
 - 初等教育算数能力向上プロジェクト(先行プロジェクト) 事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1400293_1_s.pdf
 - 基礎教育セクター情報収集・確認調査 国別基礎教育セクター分析報告書(2012年)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007330.html>

- 理数科教育改善プロジェクトフェーズ2事業完了報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031443.html>
- 教育環境改善プロジェクトフェーズ2終了時評価調査報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025035.html>
- 教育環境プロジェクトフェーズ2技術協カプロジェクト事業完了報告書(2015年)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031442.html>

② 本業務に関する以下の資料は、以下関係機関のウェブサイトにて公開されています。

- セネガル教育開発セクター計画(PAQUET-EF)(2018-2030)
<https://www.education.sn/fr/PAQUET%E2%80%93EF>
- セネガル国家開発計画(PSE)
<https://www.economie.gouv.sn/en/dossiers-publications/publications/pse>

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則(2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとと

もに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑤ 90日を超える派遣においては、公用旅券での入国が必要となります。

以上